

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

地域振興部佐久島振興課

監査期間 平成26年 1月 7日から
平成26年 1月31日まで

指摘事項	措置状況
ア 現金を直接収納したときに交付する領収書の取扱いについて、施設名や課名で領収書を交付していた。西尾市予算決算会計規則及び西尾市出納員及び分任出納員事務取扱要領に則った事務処理をされたい。	規則及び取扱要領に則した領収書を作成し、該当施設に配布。 今後の取扱いについて指示を行った。
イ 駐車場使用料収入について、契約時に調定せず事後調定していた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。	来年度より対応できるように、 会計システムの調停区分を変更。
ウ 弁天サロン使用料後納申請書の提出がされていなかった。西尾市佐久島弁天サロンの管理及び運営に関する規則に則った適切な事務処理をされたい。	使用料の後納を行う者に申請書の提出を徹底させる。
エ 平成24年度の佐久島活性化事業補助金で、出納整理期間中に残金を戻入していたが、補助金の変更交付申請及び変更交付決定通知書がなかった。西尾市補助金等交付規則に則った事務処理をされたい。	速やかに西尾市補助金等交付規則に則った事務処理を行う。
オ 被服等貸与品整理簿が作成されていなかった。被服等の貸与については、西尾市渡船事業の企業職員の被服等貸与規定及び西尾市職員被服等貸与規程第14条の規定により適切な管理をされたい。	規定に基づき、被服等貸与品整理簿を作成した。
カ 観光施設に係る土地賃貸借契約又は使用貸借契約で、土地所有者が死亡している場合、相続人代表などと契約を締結していたが、その者を契約の相手とする手続きに不備があった。委任状などその者を相続人の代表とする根拠となる書類を徴しておかれたい。	相続人代表となる根拠書類を作成する。
キ 公園環境整備業務及び散策道周辺環境整備業務の契約で業務仕様書に具体的な業務内容が記載されていなかった。仕様書は、業者が見積りを行う際の前提となるものであるとともに、履行確認及び検査の根拠となる重要な書類であるため、仕様書の作成にあたっては、業務内容を具体的に明記されたい。	来年度より仕様書には具体的な業務内容を明記する。
ク 佐久島体験マップ等の印刷業務を観光協会に委託していたが、観光協会は委託業務の全部を印刷業者へ再委託していた。市の標準の契約約款では受託者が業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならないとなっており、市から印刷業者へ直接委託するよう業務の是正を図られたい。	印刷業者へ直接委託するように調整する。
ケ 行政財産の目的外使用許可で、財産管理規則第9条第1項第6号に、市長の裁量に委ねられた規定が設けられているが、この規定を適用し許可を与える場合は、許可の透明性・公平性を確保するために、一定の許可基準を定めて、又は副市長決裁により許可をするよう事務処理されたい。	規則に則した事務処理を実施するよう改める。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。